

● 事例紹介 ●

教員養成大学の特色を生かした障害学生支援体制の構築

～ 宮城教育大学の障害学生支援プロジェクト ～

藤島 省太

(宮城教育大学教育学部教授)

松崎 丈

(宮城教育大学教育学部講師)

一 はじめに

障害学生支援プロジェクトは、平成一六年度に、当時の学務委員会(委員長・副学長)が中心となり、障害のある学生の修学支援を大学全体の業務として位置づけ、対応していくために、学務委員会所掌のもとに組織されたものである。宮城教育大学は、大学のユニバーサルデザインの実現を目指して、障害学生支援プロジェクトを組織し、学生との相互協力によって障害学生支援のシステムを構築するとともに、障害学生への学習・生活支援、環境整備等に積

極的に取り組んできた。

二 発足の背景

本学がこの障害学生支援プロジェクトを立ち上げることになったのには、次のような三つの背景があげられる。

一つ目は、教員養成大学としての本学の教育理念が障害学生支援の理念に直結していることである。本学では、教育理念として、「優れた資質・能力を持った教員を養成する」とともに、「時代や地域社会の要請に応え、生涯学習

社会の中で指導的役割を果たし得る、高度の専門性と実践的な教育能力・指導力を持った人材を育成すること」を目的として、「これまで習得した基礎学力をもとに、広く豊かな教養を身につけ、自然や社会への探究心を育てること」「人間への深い愛情を核とした職業に対する真摯な態度を育てること」を謳っている。上記教育理念のもと、学生支援の理念の一つとして、障害学生の支援をとおして、全ての学生に「特別支援教育マインド」を育むために、①学習支援、②生活支援、③就職指導支援等の充実を図っている。

二つ目は、本学に特別支援教育総合研究センターが設置され、全国有数の全ての障害領域(視覚障害領域・聴覚障害領域・知的障害領域・肢体不自由領域・病弱領域)に対応できる特別支援教育を専門とする教員が揃っていることがあげられる。特に、聴覚障害教育に関しては、平成五年の聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力会議の報告に先がけて大学としていち早く対応し、今後手話に習熟した教員が必須になることを聴覚障害教育の教員養成の根幹としたことや、その理念を実現するために手話に卓越した教員を確保することをビジョンとしてきた。また、日常的に学生が手話を活用した環境作りが行えるよう、平成一七年度には、重度聴覚障害があり、手話に堪能な教

員の採用に踏み切った。こうした採用は、教員養成大学ではおそらく日本初の試みであろう。なお、本学の障害者雇用については、実雇用率が三・四三％(平成一八年八月一日)と法定雇用率を満たしていることも付記しておきたい。

三つ目は、障害学生及び健常学生が自主的かつ積極的に障害学生支援活動を行っていることがあげられる。障害学生に対しては、以前から視覚、聴覚、肢体不自由等の学生が在籍しており、当時の障害学生に対する人的支援は、主に学生の自主的なボランティア・サークル(点訳サークル、ノートテイク、車椅子介助等)や所属専攻学生を中心とした支援が行われていた。本学学生の間で障害学生支援に関するボランティア精神と支援技術が伝統的に継承されてきたものの、本学からの障害学生支援は、設備費的な予算措置が若干行われてきたとはいえ、人的支援に関しては前述の学生による自主的な支援活動に依存してきた実状があった。

このように本学では、大学・教職員・学生の三者が障害学生支援に対して高い関心を持っていると言える。しかし、障害学生に対する人的支援が学生主体のボランティア活動に依存してきた実状もあり、支援を必要とする障害学生が今後増えることを想定して、全学的に障害学生支援に取り組めるよう、障害学生支援プロジェクトを発足するに至った。

三 障害学生支援プロジェクトの特色

障害学生支援プロジェクトは、平成一六年度に学務委員会が中心になって、①障害学生のニーズの把握、②ニーズへの対応態勢の整備、③学内ボランティア・サークル・学外協力団体との関係調整、④障害学生の支援を行うに当たって必要な措置及び課題の検討を行い、今後の障害学生支援システム構築に向けて活動を開始した。さらに、平成一七年六月には、「障害学生支援実施要項」を作成し、障害学生への支援を実施するために、①ボランティア学生の募集及び登録、②ボランティア学生の育成、③支援を必要とする学生へのボランティア派遣、④学内関係職員との連絡調整を大学として正式に位置づけた。また、学内予算として①学生ボランティアの育成に要する経費、②ボランティア学生を学外へ派遣する際にかかる経費、③ボランティア活動に必要な物品の購入経費を捻出する措置を講じた。

現在、本学には、肢体不自由二名、視覚障害一名、聴覚障害五名の計八名が在籍しており、全員が自ら障害学生支援プロジェクトに支援を申請している。障害学生支援プロジェクトを組織した当時の障害学生が肢体不自由一名、視

覚障害一名、聴覚障害四名の計六名であったことと、それ以前は障害学生の在籍人数が数名程度であったことから、本学における障害学生の増加や多様化が認められる。そこで、障害学生支援プロジェクトは、今後このような障害学生の増加、多様化、さらに在籍中のニーズの変容が生じることも想定し、本学特別支援教育教員養成課程の専門教員の専門性を生かしながら、専門教員と学生が相互

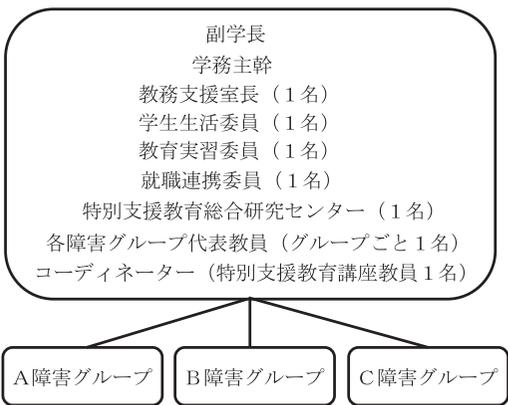


図1 障害学生支援プロジェクトの体制

に協力して弾力的で速やかな対応を実施できるような支援体制を構築している(図1参照)。

まず、合格した障害学生に対して、入学式やオリエンテーションを含め、速やかに修学支援体制を組めるように、入学主幹及び学務主幹が連携し、入学手続き段階から障害学生の修学に必要な事項を取りまとめ、障害学生支援プロジェクトを立ち上げ支援体制が組めるようにしている。また、実際に障害学生が入学後どのような講義を履修するのか、教育環境の変化に適切するまで要望が出しにくい事情もあると考えられるため、入学後その都度要望を出せるように配慮している。

この際、障害の匿名性から学生の自己申告を基本としている。次に、立ち上げた障害学生支援プロジェクト内で、障害学生支援全体に関わる事柄は、副学長・学務主幹・教務支援室長・学生支援に関わる委員等で構成される本部(ワーキンググループ)が担当し、この下に各々の障害グループを設置して、障害グループ代表教員(その障害の専門教員または障害学生が在籍する専攻教員が担う)が障害学生・ボランティア学生とともに実質的な支援業務を進めていくことにしている。現在では、「聴覚障害グループ」、「視覚障害グループ」、「肢体不自由グループ」の三つが設置されている。障害学生支援プロジェクトにおける実務の流れに沿って

表1 障害学生支援プロジェクトの実務の流れ

第1段階 (事務手続き)	①障害学生がニーズの申告 ②ニーズの受け入れ(入学主幹) ③学務主幹に連絡 ④学務委員会に協議事項として提出 ⑤学務委員会で審議 (障害学生支援プロジェクト立ち上げ) ⑥教授会へ報告
第2段階 (協議・立案)	⑦ニーズの把握・確認 ⑧支援計画の立案・検討・協議 ⑨学外団体への交渉・依頼 ⑩障害学生・ボランティア・学外団体との打合せ
第3段階 (実行)	⑪学内周知 ⑫障害学生への実質的支援及び関係調整 (障害学生・サークル・学外団体相互の状態把握) ⑬事務・経理的処理
第4段階 (総括)	⑭支援態勢上の問題点の検討 ⑮支援態勢への提言 ⑯学務委員会審議 ⑰教授会へ報告

な課題(ボランティアの人員確保等)、支援技術の開発とその環境整備の課題(教室内の設備等の配置や教員による資料提示・配布等)が残されており、これらの課題に対処できるように体制を構築・改善していく必要もある。

四 障害学生支援プロジェクトの取組と成果

↳聴覚障害グループの実践を中心に

以上に述べたような支援体制について、本学で多く在籍

プロジェクト本部と障害グループの役割を説明するとすれば(表1参照)、プロジェクト本部は主に第一段階(事務手続き)と第四段階(総括)の業務を担い、障害グループは第二段階(協議・立案)と第三段階(実行)で受講科目の確認や人員配置、支援内容等について適宜検討し、実質的な支援を行うことになる。

こうした体制は、従来の障害学生修学支援に関わる専門委員会やセンターを設置して運営するような体制よりも、教員養成大学としての本学の次のような特色を最大限に生かせると考えられる。その理由として、一つは、言うまでもなく本学に全ての障害領域に対応できる特別支援教育の専門教員が揃っていること。もう一つは、教育系単科大学で全学生数が約一七〇〇名と小規模であり、学内関係職員間の連携・連絡調整が比較的図られやすいことがあげられる。後者については、例えば、教育実習の障害学生支援業務を行う場合、障害学生支援プロジェクト本部に教育実習委員・教務支援室・各障害グループ代表教員が配置されていることで、障害学生支援プロジェクト内の担当職員間で連携・連絡調整を円滑かつ迅速に進めることが容易になる。ただ、本学の障害学生支援において、財政上の課題(専門スタッフの設置やボランティア活動の経費措置等)、人的

ている聴覚障害学生の支援の取組を中心にその成果を、事例をもとに報告する。特に、聴覚障害グループの専門教員が聴覚障害学生支援の拡充に向けて、支援学生・障害学生・教職員に対してどのような取組をしてきたかを述べたいと思う。

(一) 支援学生に対する取組について

冒頭で述べたように、本学は、障害学生支援を通して、全ての学生に「特別支援教育マインド」を育むことを理念としている。したがって、障害学生支援に関わる健全学生が障害学生との交流や実践をすることによって「特別支援教育マインド」の育成は期待できると思われるが、この障害学生支援の中で専門教員が障害学生支援の計画・実践・評価について学生教育を行う意義はさらに大きいと考えられる。聴覚障害グループでは、グループ会議を通して学生が主体的にボランティア活動を運営できるよう役割を明確化した上で、専門教員はボランティア活動の運営を評価して助言・指導する立場をとっている(表2参照)。例えば、ノートテイク経験者対象の研修会の運営について、専門教員が担当学生と一緒にノートテイク技術の指導計画の立て方、指導教材の開発、障害学生の意見の引き出し方、支援学生の技術の評価方法等について事前打ち合わせ・反省会

を行っている。また、聴覚障害グループの打ち合わせで、聴覚障害のある専門教員や学生と一緒に手話も使って話し合っている。支援学生からは、「障害学生がどうしてそのような行動をするのかすぐ非難するのではなくその背景と対処の仕方を考えるようになった」、「学生同士では支援技術や対処方法がきちんと引継ぎできないところがあるので、それをきちんと補ってくれるので助かる」、などの評価が出ている。このように、専門教員が学生と共同で障害学生支援を行いながら指導・助言することで、「特別支援教育マインド」を持ち、高度の専門性と実践的な能力を備えた学生を育成することが可能になると思われる。

(二) 聴覚障害学生に対する取組について

本学では、障害学生の自己申告によって障害学生支援の検討を始めることを基本としている。しかし、障害学生自身が自覚して申告できるニーズと、申告はしていないものの潜在的に持っていると思われるニーズの両方があり、後者のニーズを障害学生自身がいかにか気づき、具体的な支援策を申告できるかが課題となる。支援する側にも、後者のニーズの可能性を早期発見し、適切な支援を行うために一定の専門的知識とそれにもとづいた支援方法の開発が求め

られる。例えば、本学には、聴覚活用が可能な中等度難聴の学生が在籍しているが、当初、FM補聴器のような聴覚補償支援の機器があること、この機器の導入によって聴覚活用の効果が向上する可能性があることを知らなかった。そこで、専門教員が、障害学生に聴覚補償に関する知識を教授するとともに、補聴器業者や他大学から補償支援機器をレンタルして、授業担当教員の理解を得て試行した。その結果、本人も驚くほど聴覚補償の効果が得られたため、本学で補償支援機器を購入した。また、専門教員と実際の聴覚補償について詳しく話し合うことで、授業担当教員にお願いする支援内容で、どのような話し方が適切か、話す位置はどこが望ましいか具体的なニーズを抽出・整理でき、その後、学務主幹に自己申告を行った。このように、障害学生が自身のニーズを発見し、自ら環境を調整する方略を考案・実践するために、専門教員の存在と役割は大きいと言える。

(三) 教職員に対する取組について

現在の学生支援を行う教職員の資質向上(ファカルティ・ディベロップメント(FD)、スタッフ・ディベロップメント(SD)など)について、当初は、学生及び全職員に対する講習会を企画したが、日程調整や予算措置がうまくいかず、全学に対する講習会は開催できなかった。しかし、こうした反省を受けて、副学長名で障害学生が受講している授業の担当教員(非常勤も含め)へ、障害学生への配慮を促す文書の配布や、本学の障害学生の多くを占める聴覚障害に対する配慮として教職員向けのパンフレットを作成し、配布した。このパンフレットは、聴覚障害グループの専門教員と聴覚障害学生が中心になって開発したものであり(図2参照)下記URLから無償ダウンロード可能

表2 聴覚障害グループにおける各スタッフの役割

立場	担 当
グループ担当教員	<ul style="list-style-type: none"> グループ活動の実施上の統括 障害学生支援プロジェクトへの企画立案 聴覚障害グループ打ち合わせの召集・実施 聴覚障害グループ実績の整理・報告 学外協力団体との調整(講師依頼等) 聴覚障害グループ運営に関わる学生育成 聴覚障害グループ学生の相談・助言 説明会や研修会の講師やサポート 名簿・メーリングリスト・備品等の管理 物品購入の申請
障害学生	<ul style="list-style-type: none"> ニーズの申告 初回講義の事前に教員に挨拶 ペン等の物品準備 初心者対象の説明会で体験談を話す ノートテイク研修会に参加
ボランティア学生	<p>①コーディネート業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 講義や教育実習のコマの割り振り 聴覚障害学生の希望講義の把握 学生ノートテイカーの派遣コマの調整 通訳表や空きコマ表の作成等 担当教員への要望・相談 新規登録テイカーの活動日程の把握 <p>②養成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 初心者対象の説明会の準備・運営 毎月行う評価シートの分析・整理 経験者対象の研修会の準備・運営 <p>③通訳業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ノートテイク等の通訳の実施 研修会参加

<http://pre.miyakyu-u.ac.jp/PDF/Manual.pdf>、全国的にも高く評価され、日本学生支援機構のホームページにも紹介されている他、他大学からも請求が多数来ている。

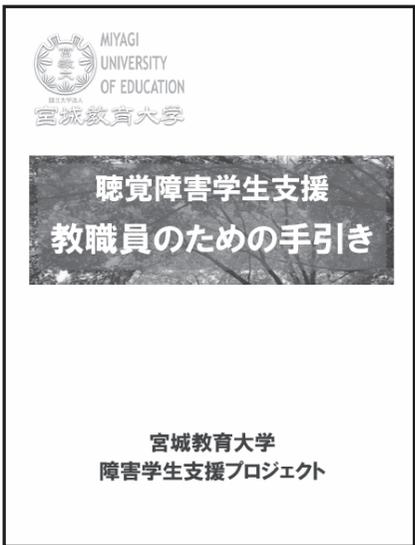


図2 教職員のための手引き

五 おわりに

近年、本学では、障害学生支援プロジェクトの枠を超えて、障害学生支援に関わる取組がなされてきている。例えば、平成一八年度に、大学の業務の一環である避難訓練に

において、財務課を中心に障害学生の緊急避難時の訓練も併せて行い、こうした取組は、仙台市の消防署からも高く評価され、訓練当日消防署職員が障害学生の避難経路に立ち会い、起震車を手配してもらうなど特段の配慮をしてもらえた。また、平成一九年度から、一年次から「特別支援教育マインド」を有した学生を育成できるように、「特別支援教育概論」を全課程一年次の必修科目として設置した。

特別支援教育教員養成課程の教員全員が、全ての障害領域に関わる講義やキャップハンディ体験を行っている。さらに、日本学生支援機構が平成一八年一〇月から開始した「障害学生修学支援ネットワーク」の拠点校として本学は位置づけられ、他大学等の障害学生支援担当者の相談に際したり本学が培ってきた障害学生支援のノウハウを提供したりしつつ、同機構を通じて全国に発信しているところである。

このように、本学の障害学生支援に関する取組を振り返ると、次のように三つの特色を持っていると思われる。第一に、教員養成大学として「特別支援教育マインド」の育成を図る本学の教育理念と取組が、教職員に対して、障害学生支援の意識向上を促進させるとともに、障害学生や健常学生の育成に確かな方向づけを提示できるものであるこ

と、第二に、全ての障害領域に対応できる特別支援教育を専門とする教員や障害学生支援に積極的な学生団体のように、支援の中核となる人的資源が揃っていること、第三に、上記の二点と関連して障害学生支援に関わる教職員を集結させ、弾力的かつ速やかな対応ができるようなプロジェクト体制を構築したこと、三点が挙げられる。このように、限られた人的資源の長所を最大限に生かすような体制の構築は、専門教員―障害学生―支援学生の三者間の学びあいの中核に、「特別支援教育マインド」を有する学生教育を推進させるという教育上の戦略としても有効と言えるかもしれない。少なくとも、主題で示した通り、教員養成大学の特色を生かした障害学生支援体制の新しいモデルの原型を提示できるのではないかと考えている。しかし、これまでの限られた資源を活用しつつも、障害学生支援の拡充に向けてさらなる工夫が求められているのも事実である。

今後は、障害学生支援プロジェクトの有効性を最大限に生かしつつ、さらに全学を巻き込んだ学生支援活動のリーダーシップを図れること、全学的な障害学生支援の継続性を保障するために財源確保と環境整備に取り組むことの二点が課題であるといえる。